

忠岡町立小中学校屋内運動場空調設備導入検討及び設置工事設計業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「忠岡町立小中学校屋内運動場空調設備導入検討及び設置工事設計業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 忠岡町立小中学校屋内運動場空調設備導入検討及び設置工事設計業務委託
- (2) 業務内容 忠岡町立小中学校屋内運動場空調設備導入検討及び設置工事設計積算業務
- (3) 業務期間 契約締結時から令和 7 年 3 月 31 日

3. 予算額

小学校分 5,139 千円

中学校分 3,201 千円

4. 実施形式 公募型

5. スケジュール

- 令和 6 年 4 月 15 日 (月) 公募開始
- 令和 6 年 4 月 16 日 (火)～4 月 26 日 (金) 17:00 まで 質問書の提出
- 令和 6 年 4 月 30 日 (火) 質問書の回答 (予定)
- 令和 6 年 5 月 2 日 (木) 参加申し込み締切
- 令和 6 年 5 月 7 日 (火) 参加資格審査結果通知
- 令和 6 年 5 月 28 日 (火) 企画提案書締切
- 令和 6 年 5 月 30 日 (木) プレゼンテーション審査
- 令和 6 年 6 月 3 日 (月) 審査結果通知及び公表

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれかの日において、忠岡町物品・役務等関係指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - ア 公募型プロポーザル方式にあっては、プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日まで
 - イ 指名型プロポーザル方式にあっては、指名通知の日から受託候補者の特定の日まで
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている

者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

7. 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書（様式 1）により、電子メールにて提出すること。
- (2) 期限 令和 6 年 4 月 26 日（金）17 時まで（必着）
- (3) 提出先 忠岡町教育部教育総務課 E-mail tadaokakyouiku@town-tadaoka.jp
- (4) 回答方法 E-mail 及びホームページで公表

8. 参加申込の手続き

① 参加申込について

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び忠岡町契約規則（平 11 年規則第 7 号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書

イ 会社概要

ウ 実績一覧表

エ 忠岡町競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類

- a 法人にあっては、登記簿謄本（現在事項証明書または、履歴事項証明書）
- b 個人にあっては、身分証明書の写し
- c 法人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し
- d 個人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し
- e 忠岡町暴力団排除条例に係る誓約書

(2) 提出期間及び時間

令和 6 年 5 月 2 日（木）17:00 まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、5 月 2 日 17 時までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒595-0805

大阪府泉北郡忠岡町忠岡東 1 丁目 34 番 1 号

忠岡町教育委員会 教育総務課

② 企画提案書等の提出について

参加申込書資格審査を通過した事業者は次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 受付期間 令和 6 年 5 月 2 8 日（火）午後 5 時まで

(2) 提出先

忠岡町教育部教育総務課

(3) 提出書類

企画提案書（様式は問わない）

参考見積書（様式は問わない）

(4) 提出部数

正本 1 部、副本 5 部

(5) 提出方法

郵送又は持参

(6) その他

ア 企画提案にかかる一切の費用は提案者の負担とする。

イ 提案書の作成にあたっては、可能な限り具体的かつ、専門知識を有しない者でも理解できるようわかりやすい表現にまとめるとともに、見やすくなるよう作成を行うこと。

ウ 提出書類は返却しないものとする。

エ 企業パンフレット等の提出は不要とする。

オ 提出書類の提出後の修正又は変更は、認めない。

カ 企画提案書の提出は、1 提案者につき 1 提案に限る。

キ 企画提案書において提案者の特定される表記はしないこと。

9. 企画提案書作成方法

枚数については、問わないが、プレゼンテーション時は 15 分で質問時間を 10 分程度と予定している関係から分量が大きすぎないよう配慮すること。

また、企画提案書で提案の会社名を削除するとともに会社名が連想されるような表記はしないこと。

契約後のスケジュールを記載するとともにライフサイクルコスト及び防災機能に対しての空調設備の導入検討部分については詳細な記述を行うこと。

10. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査を行う。

11. 審査結果

(1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書にて通知

(2) 通知時期

令和 6 年 6 月 3 日(月)予定

12. 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用

しない。

(4) 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

13. 情報公開及び提供

町は企画提案者から提出された企画提案書等について、忠岡町情報公開条例（平成 11 年条例第 8 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

14. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を忠岡町に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が第 3 項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、町は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15. 問合せ先

〒595-0805

大阪府泉北郡忠岡町忠岡東 1 丁目 34 番 1 号

忠岡町教育委員会 教育総務課

E-mail:tadaokakyouiku@town-tadaoka.jp